平成２９年（フ）第４５８号
札幌市白石区南郷通21丁目南５番39号　にじの橋
債務者　村上　賢一
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５１８号
札幌市白石区本郷通13丁目南１番７―303号
債務者　堀川　亨子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８号
北海道登別市桜木町３丁目15番地２ドリーム桜木ハイツ、前住所北海道登別市新生町１丁目20番地３
債務者　柳田　敏希
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
釧路市旭町10番10号
債務者　菊地　悦子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第６３号
釧路市愛国東１丁目14番２号　ゲストハウス釧路106
債務者　高橋好四郎
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３７号
群馬県藤岡市上日野1985番地
債務者　新井　市栄
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５１号
群馬県高崎市檜物町101番地　シンフォニア高崎城址404号
債務者　酒井　剣人
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第８２３号
大阪市東淀川区大道南３丁目７番12―606号
債務者　水間　栄美
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９１６号
大阪市城東区新喜多東１丁目13番38号　ロイヤルハイツ　202号、前住所大阪市都島区都島北通２丁目15番２号　ファーストハイツ201号
債務者　涌井　英貴
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２４７号
大阪市阿倍野区播磨町２丁目４番２号
債務者　堀之内義雄
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３２９号
大阪府寝屋川市成美町11番５号
債務者　谷山　　勲
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３４４号
大阪府吹田市内本町１丁目14番13号（502）
債務者　岩本　伊依（旧姓稲葉）
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３５９号
大阪府豊中市長興寺南３丁目15番33―502号
債務者　川平良子こと　市村　良子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９０号
堺市南区原山台３丁１番20―208号
債務者　荒井　律亘
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２２１号
大阪府松原市天美北５丁目５番４号
債務者　大山口昌幸
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
北海道登別市美園町４丁目８番地７
債務者　山本　　諒
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第３０号
北海道白老郡白老町字虎杖浜73番地45
債務者　吉田　政信
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係